

重要事項説明書 契約書

そうりんヴィレッジ ショートステイ
(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

〒870-1173

大分市大字横瀬370番地

TEL : 097-574-5718

FAX : 097-574-5728

社会福祉法人 大分福寿会

そうりんヴィレッジ ショートステイ

重要事項説明書

令和6年4月1日作成

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第4470112121号)

1. 施設の設置・運営法人

法人名	社会福祉法人 大分福寿会
法人所在地	大分市大字横瀬 370 番地
電話番号	097-574-5718
代表者氏名	理事長 日野 修一郎
法人設立年月日	令和 5 年 4 月 6 日

2. 施設の概要

施設の種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
施設の名称	そうりんヴィレッジショートステイ
施設の目的	要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
施設の所在地	大分市大字横瀬370番地
電話番号（Fax）	097-574-5718（Fax 097-574-5728）
建物の構造 及び建物の延べ床面積	RC造 地上3階建 1917.35㎡ （内、1階部分を使用）
併設事業	当施設では、次の事業を併設して実施しています。 特別養護老人ホーム 定員29名
管理者	澁谷 有郎
運営方針	事業の運営に当たっては、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、行政、居宅介護支援事業者、及び地域の保健・医療・福祉関係者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
開設年月日	令和 6 年 4 月 1日
入所定員	10 人

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

(1) 居室の概要

居室の種類	室数	備考
居室	10室	全て個室

(2) 設備の概要

設備の種類	室数	備考
共同生活室	1室	
浴室（機械浴室）	1室	車イスから寝たきりの方まで入浴可能です

※ 上記設備は、「大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」により、設置が義務づけられている主な設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況等

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈職員の配置状況〉

職種	配置数	備考
1. 管理者	1	特別養護老人ホーム管理者が兼務
2. 生活相談員	1	特別養護老人ホーム職員が兼務
3. 機能訓練指導員	1	特別養護老人ホーム職員が兼務
4. 栄養士	1	特別養護老人ホーム職員が兼務
5. 介護職員	4以上	常勤4
6. 医師（嘱託）	1	非常勤

<職員の職務内容>

職種	職務内容
1. 管理者	施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
3. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
4. 栄養士	利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。
5. 介護職員	利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
6. 医師	利用者の診療・健康管理及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

- ・ 栄養士の立てる栄養ケア計画により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
- ・ 食事時間

朝食：	8：30～
昼食：	12：00～
夕食：	17：00～

※ 上記時間より2時間以内であれば、その日の状態に合わせて、時間を選択して頂けます。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員（看護職員）により、個別機能訓練計画書を作成し、生活相談員・介護職員と協同してご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や協力医療機関との連携のもと、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な自立を支援します。

(2) サービス利用料金

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・介護保険負担割合・介護負担限度額認定段階に応じて異なります。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住費、その他加算に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

なお、介護保険負担割合が2割・3割の方は、下記の1割の額の2倍・3倍になります。

① 介護保険自己負担金 1日当たり

ア. 要介護認定者

介護度	単位／日	利用者負担（1割）／日
要介護 1	704 単位	704 円
要介護 2	772 単位	772 円
要介護 3	847 単位	847 円
要介護 4	918 単位	918 円
要介護 5	987 単位	987 円

イ. 介護予防認定者

	単位／日	利用者負担（1割）／日
要支援 1	529 単位	529 円
要支援 2	656 単位	656 円

② 加算

区分	利用者負担 (1割)	備考
看護体制加算 (I)	1日につき 4円	(要介護認定者のみ)
夜勤職員配置加算 (II)	1日につき 18円	(要介護認定者のみ)
サービス提供加算 II	1日につき 18円	
送迎加算	片道につき 184円	通常の送迎地域を超える場合は別途費用が発生します
介護職員処遇改善加算 (II)	基本報酬に加算を加えた額の 13.6%	

※上記のほかにも個別の加算がありますので、契約者ごとに異なる場合があります。

※通常の送迎の実施地域は、大分市・由布市とします。

③ 食費・居室費 1日当たり (介護負担限度額認定段階に応じて異なります。)

介護保険負担限度額認定者以外の方

料金の種類	利用者負担額
食費	1,445 円/日 (内訳) 朝食 445円 昼食 500円 夕食 500円
居室費	2,066 円/日

介護保険負担限度額が認定されている方

料金の種類	利用者負担額
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300 円/日
	第2段階認定者 600 円/日
	第3段階①認定者 1,000 円/日
	第3段階②認定者 1,300 円/日
居住に要する費用	第1段階認定者 880 円/日
	第2段階認定者 880 円/日
	第3段階①認定者 1,370 円/日
	第3段階②認定者 1,370 円/日

(負担段階)

利用者負担段階	対象要件	資産要件
第1段階	老齢福祉年金を受給している人・生活保護を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	所得等(※)の合計が年間80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	所得等(※)の合計が年間80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	所得等(※)の合計が年間120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※所得等＝合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金等）収入額

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①通常の実施地域を超える送迎に要する費用 1kmにつき30円

②理美容サービス

理美容師の出張による理髪サービスを利用した場合

利用料金：実費

③レクリエーション等

入居者が任意で参加するレクリエーションやユニットで実施する余暇活動等に参加した場合

利用料金：材料代等の実費

④その他日常生活上必要となる諸費用 実費

(4) 営業日およびご利用の予約

営業日は年中無休です。

ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2か月前から受け付けます。

キャンセル料は徴収いたしません。

(5) 利用料のお支払い方法

・前記(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。

・利用料金の請求書は、毎月15日前後に郵送します。利用料金は毎月27日（この日が土日祝日の場合はその翌営業日）に予めご指定された金融機関から自動振替させていただきます。

- ・ご契約者が指定する金融機関本支店口座からの自動引き落としとなります。
口座名義は『ご契約者名』でも『ご家族名』でもかまいません。
インターネット銀行は取り扱いできません。また、一部の信用組合、農協、漁協などは取り扱いできない場合があります。
- ・口座振替の手続き完了までの間は、当法人の指定する口座への振り込み又は現金でのお支払いをお願いします。その際、振り込み手数料はご利用者様の負担となりますのでご了承ください。

(6) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称 日野病院
所在地 由布市湯布院町川南280番地
診療科 内科、外科、その他

② 協力医療機関

医療機関の名称 大分三愛メディカルセンター
所在地 大分市大字市1213番地
診療科 総合病院

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称 弓崎歯科
所在地 大分市王子町8-1

6. 個人情報の保護

当施設が利用者に対してサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の管理の下保管し、処分の際にも漏洩の防止に万全を期します。

ただし、利用者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や主治医、その他サービス事業者との連携調整等において必要な場合にのみ使用します。

上記個人情報使用にあたり、同意書を作成し署名又は記名・押印をいただき使用するものといたします。

＜個人書類の開示方法＞

ご契約者の介護記録・看護日誌等の開示は随時、事務所にて受け付けます。

開示する対象者は、原則として身元引受人のみとしますが、ご希望により、開示対象を限定しないことも可能です。

なお、開示に必要な経費はご負担願います。

7. 身体拘束について

当施設では原則的に身体拘束は行いません。しかし、本人・家族等の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「身体拘束に関する同意書」に内容を記載し同意していただきます。その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めます。

8. サービス提供における事故発生時の対応

(1) サービスの提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ① 連帯保証人及び身元引受人へ電話等により連絡します。
- ② 急を要する場合は施設の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③ 必要に応じて市町村（保険者）へ連絡します。

(2) 当施設における再発防止策

- ①事故報告書を担当者会議に提出し、再発防止に努めます。
- ②重大な事故については、法人内に再発防止の為の委員会を設置し、防止策の作成を行います。

9. 苦情処理について

(1) 当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	ユニットリーダー長
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 苦情処理の方法

① 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。(内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など)

② 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③ 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

大分市福祉保健部 長寿福祉課 097-537-5744

大分県国民健康保険団体連合会介護保険課 097-534-8475

施行日：令和6年4月1日

改訂日：令和6年6月1日

改訂日：令和6年8月1日

改訂日：令和7年1月21日

改訂日：令和7年4月1日

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

そうりんヴィレッジ ショートステイ（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 そうりんヴィレッジ ショートステイ

④

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、そうりんヴィレッジ ショートステイ（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名 ④

身元引受人 住所

氏名 ④

(利用者との続柄)

身元引受人 住所

氏名 ④

(利用者との続柄)

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護契約書

社会福祉法人大分福寿会（以下「事業者」という）が開設する「そうりんヴィレッジ ショートステイ」（以下「事業所」という）が、利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次の通り契約します。

第1条（目的）

事業者は、要介護状態（介護予防においては要支援状態）にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営規定の概要）

事業所の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、そうりんヴィレッジショートステイの介護サービス内容等）、職員の勤務体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

第3条（契約期間）

この契約の有効期間は、契約を結んだ日から入居者の要介護認定の有効期限満了の日までとする。但し、契約期間満了の14日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（短期入所生活介護計画の作成）

- 1 事業者は契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活計画を作成するものとする。
- 2 事業所の計画作成担当者は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営む上で利用者が解決すべき課題は把握し、他の従事者と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 3 事業者は短期入所生活介護計画について、利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得るとともに、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。
- 4 事業者は短期入所生活介護計画の作成後においても、常に実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、また、利用者若しくはその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを調査検討し必要と認められた場合には、計画の変更を行う。

第5条（LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進）

LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

- ・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。
- ・必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、上記の情報とその他短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用し、PDCAサイクルの構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるとする。

第6条（サービスの内容）

- 1 事業者は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。
- 2 サービスの具体的内容は、重要事項説明書に記載のとおりである。

第7条（サービス提供の記録）

- 1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記録する。
- 2 サービス提供の記録は、契約終了の日から5年間保存する。
- 3 利用者及びその家族は事業者に対して、いつでも前項に定める記録の閲覧謄写を求めることができる。

第8条（緊急時の対応）

従事者は、利用者の症状に急変が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等の措置を講じるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。その他緊急事態が発生したときは、管理者に報告しなければならない。

第9条（費用）

- 1 事業所が提供するサービスの利用料単位ごとの利用料その他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりである。
- 2 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を明らかにし、利用月の翌月15日前後までに利用者に請求書を送付する。
- 3 利用者は事業者に対し、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で料金を支払うものとする。
- 4 事業者は入金確認後に領収書を発行します。なお領収書の再発行は行わない。

第10条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合には、第9条に定める料金を変更することができる。
- 2 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は介護保険対象外サービス料の変更をすることができる。但し、変更を行う1か月前までに利用者に対して説明をした上で当該サービス料の変更をすることができるものとする。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約できるものとする。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日前までに申し出るにより、本契約を解除することができる。
- 2 事業者は、やむを得ない事由がある場合、利用者に対して1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は事業者にも文書で通知することにより即座に本契約を解除することができる。
 - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅サービスを実施しない場合
 - ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ③ 事業者が守秘義務に反して個人情報情報を漏えいした場合
 - ④ 契約者が入院した場合
 - ⑤ 利用者又はその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者にも文書で通知することにより即座に本契約を解除することができる。
 - ① サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう再三の催告したにもかかわらず支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が、事業所やその職員に対して契約を継続しがたい程の背信行為又はハラスメントに該当する行為を行った場合
 - ③ 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所等に入院すると見込まれる場合
もしくは入院した場合

5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解消される。

① 利用者が死亡した場合

② 要介護認定により契約者の心身の状況が非該当と判定された場合

6 事業者は、利用者が契約終了する際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、契約終了後の生活環境や介護の継続性に配慮し、利用者及びその家族に必要な援助・必要書類の提示を速やかに行う。

第12条(事業所及び職員の義務)

1 事業所及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。

2 事業所は、利用者の健康管理を適切に行うため主治医、看護職との密接な連携に努める。

3 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民との交流や地域活動への参加に積極的に取り組むこととする。

第13条(利用者の事業所利用上の義務注意等)

1 利用者は、事業所の建物・設備等をその本来の用途に従って利用するものとする。

2 利用者は、事業所の建物・設備等について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚染若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者との協議により、建物・設備等の利用方法を決定するものとする。

第14条(秘密保持)

1 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後も同様とする。

2 事業所は利用者に緊急の医療措置が必要となった場合は、医療機関に利用者の情報を提供できるものとする。

3 前項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及びその家族等の同意を得たうえで、個人情報を用いることができるものとする。

4 利用者及びその家族の個人情報の取得については、面接、書面、ICT等を用いた個人

情報を含むものとする。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

- 1 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い誠実に対応する。なお、利用者の家族の個人情報についても同様とする。
- 2 利用者および利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とする。

第 17 条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者及びその家族に生じた生命・身体・財産に関する損害について賠償する責任を負う。第 14 条に定めた守秘義務に違反した場合も同様とする。

第 18 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業所は損害賠償を免れることができる。

- ① 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者若しくはサービスを提供する職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 19 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他事故の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとする。

第 20 条（苦情処理）

事業者はサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者及びその家族に報告するものとする。

事業者は苦情の申し立てた利用者及びその家族に対していかなる差別的な取扱いも行つてはならない。

第 21 条 (非常災害対策)

事業者は常に非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとし、利用者はその対策に可能な限り協力しなければならない。

第 22 条 (虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する。尚、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、事業所内で周知徹底を図るものとする。
 - 二 虐待を防止するための指針を整備し、研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
 - 三 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 23 条 (感染症対策の強化)

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、必要な体制の整備を行うとともに、研修、訓練（シュミレーション）を定期的（年 2 回以上）に実施する。

- 一 感染症対策を強化するための委員会を定期的（おおむね 3 月に 1 回以上）に開催し、事業所内で周知徹底を図る。尚、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 感染症対策を強化するための指針を整備する。
- 三 上記措置を適切に実施するために研修や訓練（シュミレーション）を定期的（年 2 回以上）に実施する。

第 24 条 (業務継続に向けた取り組みの強化)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シュミレーション）を実施する。

- 一 感染症や災害が発生した場合の対応や平時から準備・検討しておくべきことを、業務継続計画ガイドライン（厚生労働省作成）を参考に、業務継続に向けた計画（業務継続計画）を策定する。

- 二 上記措置を適切に実施するための研修や訓練（シュミレーション）を定期的（年2回以上）に実施する。

第 25 条（ハラスメント対策の強化）

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を実施します。なお、ハラスメントについては上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることとする。

- 一 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、事業所内で周知徹底を図る。
- 二 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備として、対応する担当者及び窓口を設置する。
- 三 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（厚生労働省作成）を参考に、事業所におけるハラスメント対策を推進する。

第 26 条（認知症介護基礎研修の受講の義務）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第 27 条（地域等との連携）

地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

第 28 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業所は介護保険法の他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとする。

第 29 条（裁判管轄）

利用者と事業所は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審裁判所とすることを予め合意するものとする。

